

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から 臨床心理士の皆様への「お知らせ」

平成 30 年 8 月 1 日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

謹啓 臨床心理士の皆様には、お元気にご活躍のこととお慶び申し上げます。

まず、近年重ねて発生する自然災害による被災者の皆様及び関係者の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。とくに、「西日本豪雨」の記録的豪雨により甚大な被害を被った府県はじめ、広域にわたる被災地域におかれましては、猛暑の中でのご尽力の渦中と拝察します。あらためて被災者の皆様に深くお見舞い申し上げますとともに、多様な支援者の方々と連携協力して日夜ご尽力いただいている臨床心理士及び関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

本協会といたしましても、すでに被災 11 府県の臨床心理士会及び所在する臨床心理士養成大学院各位へのお見舞いと迅速な支援体制を整えているところです。

全国臨床心理士の皆様には、どうか当事者の方々の心に届く絶大なご支援とご協力をお願いします。

さて、公認心理師法の施行（平成 29 年 9 月 15 日）から満一年が近づきました。本年は、試験（平成 30 年 9 月 9 日、合格発表 11 月 30 日）が実施され、登録手続きを経て公認心理師が誕生する運びです。関係する方には、受験準備や現任者講習などを通じて実際に触れる中で、臨床心理士の専門性との異同等を含めた両資格の理解を深める貴重な機会になっていると思います。

目下は、公認心理師が実際に存在しない見込み状況の現段階ですが、スクールカウンセラー等活用事業実施や主治の医師の指示に関する運用基準等といった法律実施に伴う諸整備は自然なことです。しかし、立場や理由は諸々です

が、たとえば公認心理師を名称する職能団体設立といった際どく性急な動向など、臨床心理士同士の共存を脅かしかねないような不安や懸念を抱えて思案と腐心を増幅される状況とも側聞します。

こうした状況は、二者択一的な判断や選択を強引に迫られるなど、主体的に取り組んで納得し得心できる過ごし方が誠に困難で先が見えにくい混沌とした臨床心理面接事態ともみなせそうです。とくに公認心理師の名称使用と発言や対応には、法律や社会的責任に配慮した特段の慎重さが必須ですから、いま判断や選択ができないのは当然かもしれません。

本協会は、あらゆる機会を通じて、自らの存在意義に誇りと責任をもって臨床心理士支援事業に邁進することを明言します。皆様一人ひとりにおかれても、公認心理師の法実施上の正しい理解と思慮深く無理のない見識を深めていただき、固有で独自の職能性をもとに公認心理師と切磋琢磨しながら相補・共存共栄を図ることはもとより、多様な専門職とのチーム連携機能を促進できる本来的な専門性の実現に向かうことをお願いします。

その一助にと、「最新メッセージ」をお届けしますので参照していただくと幸いです。

何よりも皆様のご健勝とご健闘を祈ります。ときには揺らぎがちになるかもしれない現況においてこそ、決して臨床心理面接の利用者との信頼関係に混乱を生じさせることなく、くれぐれも良質で揺るぎない臨床心理士活動にご尽力くださいますようお願いいたします。

敬具